

## 富山市入札公告第42号

### 入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市入札公告第130号）による。

令和3年5月31日

富山市長 藤井 裕久

工事名	旧奥田北公民館解体工事
工事場所	富山市下新北町地内
工事完成期限	令和3年12月10日
工事概要	公民館の解体工事（外構撤去含む） 鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 約680m <sup>2</sup>
予定価格	46,790,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)
審査基準日	入札参加資格の審査は、令和3年6月11日時点の事実をもって行うものとする。
入札地域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
業種	解体
総合点数等	富山市に解体の入札参加資格があること。
施工実績	平成18年4月1日以降に官公庁等発注の鉄筋コンクリート造2階建以上の建築物の解体工事を施工した実績を有すること。
配置技術者	1 2級土木施工管理技士（土木）と同等以上又は2級建築施工管理技士（躯体）と同等以上の資格を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」）

	<p>という。) を配置できること。ただし、契約金額が 3, 500 万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」とい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 4, 000 万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、1 の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1 のただし書及び 2 に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1 の規定による配置技術者が平成 26 年 2 月 3 日付け国土建第 272 号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第 27 条第 2 項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p>
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	<p>1 契約金額が 3, 500 万円未満の場合</p> <p>2 級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が 3, 500 万円以上の場合</p> <p>2 級土木施工管理技士（土木）等を専任で 2 名配</p>

	置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
その他	<p>1 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、解体工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>2 次の各号の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 富山県又は富山市の産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けていること。又は本工事により発生する産業廃棄物の中間処理について、富山県又は富山市の産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者において処理できること。</p> <p>(2) 富山市の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。</p>
入札及び契約を担当する課	富山市財務部契約課
契約条項等の閲覧期間	令和3年5月31日から同年6月11日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和3年5月31日から同年6月7日まで
質問に対する回答期限	令和3年6月9日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和3年6月11日午後5時00分
開札日時及び場所	令和3年6月15日午前9時30分から 富山市役所東館4階入札室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有